第１節　総　則

すべての部

第１　防災協働社会の形成推進

１　基本方針

(1)　災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

(2)　最新の科学的知見に基づき、起こりうる災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

(3)　自然災害からの安全・安心を得るため、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助に努めるとともに、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築する。

(4)　地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、町、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、その責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努める。

２　「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

(1)　県は、市町村、防災関係団体、事業者、学校、有識者等で構成する「災害から命を守る岐阜県民運動」を推進する組織を設置する。

(2)　町は、県と連携し、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても住民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であるため、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

３　災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

町は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図る。

４　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立

町は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい

者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努める。

5　関係機関と連携した防災対策の整備

町は、平常時から県、関係機関及び企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

6　罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署と応急危険度判定担当部署とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

なお、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

7　感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

町は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

8　デジタル技術を活用した防災対策の推進

町、県及び防災関係機関は、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

第２　防災業務施設・設備等の整備

1　気象等観測施設・設備等

町は、県等と連携して、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

（注）　気象業務法（昭和27年法律第165号）では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格した気象測器でなければ、使用してはならない。また、観測施設を設置した場合は、その旨を届け出なければならない。

2　消防施設・設備等

町は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより、有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

3　防災施設・設備等

(1)　緊急離着陸場の選定

町は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、又はヘリコプターによる救急・救助・空中消火の基地として、ヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保し、緊急離着陸場の整備拡充に努める。（**資料６－１**参照）

(2)　ヘリポート等の整備

町は、ヘリコプターが災害時のみならず訓練、広報等においても常時使用できるヘリポート、飛行場外離着陸場（ヘリストップ）の整備促進に努めるほか、緊急離着陸場においてもヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

(3)　地域内輸送拠点の設置

町は、災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点を設置する。

町は、地域内輸送拠点への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

4　通信施設・設備等

(1)　町は、防災に関する情報の収集・伝達等の迅速化を図るため、集落、他の市町村、県、防災関係機関との間における情報連絡網の整備を図る。

(2)　町は、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努める。

(3)　町は、通信施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め、通信連絡機能の維持を図る。

(4)　町は、県と連携し、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

5　水防施設・設備等

町は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する。

6　救助施設・設備等

町は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架・救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン・飯缶等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有効・適切に活用・運用できるよう、整備、改善及び点検を実施する。

7　災害対策本部機能の強化推進

災害対策活動の中枢拠点として、迅速・的確な指揮指令機能を有する災害対策機能の強化を推進するとともに、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

災害情報を一元的に把握し、共有することのできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

なお、災害により本部施設（町役場）が使用不能となった場合は、揖斐川健康広場を代替場所として使用することとし、その代替機能の整備を図る。

8　迅速な参集体制の整備

(1)　職員の動員・配備体制の強化

災害時に速やかに応急対策体制を確保するには、勤務時間内外を問わず職員の迅速な参集が不可欠であり、災害時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、職員の徒歩等による参集時間・参集ルートの事前確認を実施するなど、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進する。

その際、専門的知見を有する防災職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の職場近傍での宿舎の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

(2)　災害対策本部の運営体制の整備

ア　町は、警報等発表後、本部設置のために参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

イ　町は、災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも２～３日分（推奨１週間）の水、食料、毛布等の備蓄等を推進する。

ウ　町は、本部員会議の職員が災害時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。

（ア）　動員配備・参集方法

（イ）　本部の設営方法

（ウ）　各種通信機器等の操作方法等

9　防災拠点施設の整備

町は、大規模災害時に町内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する防災拠点施設の指定を行う。

(1)　救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

(2)　地域内輸送拠点

県外から、又は市町村域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための拠点

(3)　ライフライン復旧活動拠点

電気、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点

10　複合災害対策

(1)　町は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実させる。

(2)　町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3)　町は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

11　その他施設・設備等

(1)　町は、被災した道路・河川等の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討する。

(2)　町は、「大規模土砂災害時における地域連携マニュアル」（第６章）に規定される内容に基づき、災害時に円滑に防災対策用資機材の調達が行えるよう備える。また、防災関係機関は、その実情に応じて必要とするその他の災害応急対策用資機材の整備増強に努める。

(3)　町は、特に防災活動上必要な公共施設、避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的に実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を策定する。

第３　災害に強いまちづくり

１　総合的な防災・減災対策

町は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

また、気候変動による更なる水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を促進する。

２　安全性の確保の促進

町は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

第２節　防災思想・防災知識の普及

総務部　教育委員会

災害を最小限に食い止めるには、町、県、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日ごろから「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、食料、飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけることが必要である。このため、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図るとともに、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発する。

なお、その際には、乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

１　住民に対する防災教育

町は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断をもって行動できるよう、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

また、防災知識の普及に当たっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得る。特に要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努める。

さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

(1)　啓発の内容

ア　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）及び各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ　警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

ウ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分

は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

エ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

オ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

カ　災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の整備

キ　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

ク　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2)　啓発の方法

ア　広報紙、パンフレット、ポスター、ハザードマップ等の利用

イ　広報車の利用

ウ　講演会、講習会の実施

エ　防災訓練の実施

オ　ホームページやＣＡＴＶによる情報提供

カ　住民や自主防災組織等が作成する防災マップ等の作成支援

２　職員に対する教育

迅速かつ的確な災害対策の実施を図るため、それぞれ防災業務に従事する職員等に対し、次のとおり必要な教育を行う。

(1)　災害に関する一般的・専門的知識

(2)　現在講じられている災害対策

(3)　今後取り組むべき課題

(4)　組織の防災体制

(5)　職員のとるべき行動（事前、発災後）

(6)　防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用方法、応急手当等）

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度町職員に対し、十分に周知する。また、各部等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

３　教職員及び児童生徒に対する教育

教育委員会は、学校長に対し、町職員に準じて教職員への教育を行うよう指導するとともに、学校安全計画に、災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童生徒が災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育等の徹底を指導する。指導に当たっては、各教科、特別活動、道徳の時間等、教育活動全体を通して、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、災害時の対策（避難場所、避難経路の確認、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。

４　災害伝承

町は、地域住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うに当たり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

５　企業防災の推進

町は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

６　防災訓練への積極的参加

町は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

第３節　防災訓練

すべての部

災害時に、町は県・関係機関及び地域住民等との連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、高揚を図ることを目的として、図上又は現地において計画的、継続的に防災訓練を実施する。

１　訓練方法

町、防災関係機関、防災上重要な施設の管理者等が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

(1)　応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

(2)　住民の防災意識の高揚

住民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機(自然災害、事故等)に対して十分な準備を講ずることができるよう実践的な訓練により防災意識の高揚と知識向上を図るとともに、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(3)　要配慮者等の配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

(4)　感染症対策への配慮

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した訓練を積極的に実施する。

２　総合訓練

町は、定期的に各部門別応急対策実施機関等と合同して、おおむね次の対策を総合して地域住民とが一体となった訓練を実施する。

訓練科目	訓練実施機関	訓練科目	訓練実施機関
警報等伝達訓練	関係防災機関等	医療訓練	保健所及び民間医療機関
通信訓練	非常通信協議会、その他通信機関	炊き出しその他救助訓練	奉仕団体等
		消防・水防訓練	消防機関、水防機関等
避難訓練	町、警察、消防機関等	広域応援訓練	応援協定締結機関
救出訓練	警察、消防機関、自衛隊	その他訓練	関係機関

３　水防訓練

町は、水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により訓練を実施するほか、関係団体が合同して行う訓練に参加して実施する。

(1)　実施の期間

洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2)　実施地域

洪水のおそれのある地域において実施する。

(3)　方　法

消防団ごとに定期訓練を実施するほか、随時幹部の水防工法その他関連する訓練と併せて講習会等を実施する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時や土砂災害時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、遅滞なく、これを町長に報告する。また、作成した計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するとともに、その結果を町長に報告する。

浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

４　消防訓練

町及び消防団は、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、他の市町村と合同し、大規模な機動連合演習を実施する。

５　避難等救助訓練

町及び消防団は、関係機関と連携を保ちつつ、それぞれの計画に基づき避難その他救助の円滑な遂行を図るため、避難救助等の訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場、その他多数の者が出入りし、勤務又は居住する施設にあっては、被災者等の人命保護のため、特に避難施設を整備し、訓練を実施する。

また、社会福祉施設における具体的な訓練は、災害時の避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、社会福祉施設においては年２回以上（児童福祉施設においては月１回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を年１回以上実施する。

６　自主防災組織による訓練

地震を除く各種災害の発生防止、又は軽減を図るため、地域住民の自主防災組織による情報の収集及び伝達、出火防止、初期消火、避難誘導及び応急訓練等の実施について指導する。

７　図上訓練

「岐阜県地震防災行動計画」に基づき、地域の災害履歴・危険箇所、要配慮者などの情報を共有する災害図上訓練（ＤＩＧ（※））を次の要領により実施する。

(1)　町内会単位

比較的狭い範囲で実施することにより、隣近所の要配慮者（高齢者、障がい者など）の把握を図る。

(2)　小学校区単位

広範囲で実施することにより、避難所を取り巻く周辺状況の危険箇所の確認や、普段交流のない自治会同士の連携を図る。

（※）「ＤＩＧ（ディグ）」：Disaster（災害）Imagination（想像力）Game（ゲーム）の頭文字を取って名付けられたもので、住んでいる地域の避難所や、防災施設などを地域の人たちが参加して地図上で確認したり、災害が発生したという想定で、参加者全員でイメージトレーニングをするもの

８　土砂災害を想定した防災訓練の実施

土砂災害は、ひとたび発生すると人命を奪う危険性が高い災害形態であり、日ごろの備えが特に重要となる。町は、土砂災害警戒区域等に係る情報伝達手段の確認、適時適切な避難指示等の発令、避難場所・避難経路の確認等による警戒避難体制の強化を図るため、土砂災害を想定した防災訓練を実施する。

なお、訓練の実施時期は、出水期前とする。

また、町は、町単独では対応が困難な大規模土砂災害等に適切に対処するため、国や県等関係機関からの受援体制や関係機関との連携体制を確保するための訓練を行う。

９　実践的な職員の防災訓練の実施・マニュアルの検証

町は、国及び県と連携して、実践的な指揮型訓練を繰り返し実施し、職員の災害対応能力を継続的に高める。

また、災害対応の基本的な指針及び大規模災害時における国や県等関係機関との連携対応等を定める業務マニュアルを整備し、業務の標準化と共有化を図り、訓練や災害の検証結果を反映させる。

第４節　自主防災組織の育成・強化

総務部

大規模災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延・阻害が予想されることから、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連帯意識に基づく自主的な防災活動が不可欠である。このため、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成・強化を推進する。その際、女性の参画の促進に努める。

１　地域住民の自主防災組織

(1)　地域住民の自主防災組織づくりの推進

町は、災害時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域住民の自主防災組織づくりを推進する。

(2)　地域住民に対する自主防災組織の重要性の啓発と参加を促す環境整備

町は、県、防災関係機関等と連携して、自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。

(3)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

ア　町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

イ　町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

ウ　町は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努める。

自主防災組織の組織（例）

組織の長　（隊長）　副隊長
- 情報班（情報の収集伝達）
- 消火班（出火防止と初期消火）
- 避難誘導班（住民の避難誘導）
- 救出・救護班（負傷者の救出救護、高齢者、障がい者等のケア）
- 給食給水・物資供給班（避難所等での水、食料、物資の供給）
- 渉外班（行政等との連絡）
- 水防班（堤防の見回り、水防作業）

※各班に正副班長を置く。

自主防災組織の活動（例）

ア　平常時の活動
- ①　防災知識の習得・普及活動…講演会、ミニコミ紙発行
- ②　防災カルテ、防災地図の作成…地域の防災設備や災害危険性について、地図にまとめて住民に周知徹底
- ③　防災訓練の実施…情報収集伝達、消火、避難、救出救護、給食給水・物資供給
- ④　生活必需品、防災資機材の備蓄…災害直後に必要な生活必需品と初期防災活動に必要な資機材の備蓄
- ⑤　防災点検の実施…「防災点検10か条」の策定とそれに基づく点検
- ⑥　地域内の他組織との連携…地域内の事業所、団体等との連携を密にし、総合的な自主防災活動推進

イ　災害発生時の活動
- ①　情報収集伝達…地域内の被害状況・被災者のニーズを町等へ報告、防災関係機関提供情報を住民に伝達
- ②　初期消火…消火器、バケツ、消火栓等で初期消火
- ③　救出救護…救出用資機材による生埋め者の救出、負傷者の応急手当、救護所等へ搬送
- ④　避難誘導…避難指示の伝達、避難所・経路の安全確認、要配慮者の避難補助
- ⑤　炊き出しや救助物資の配分の協力

(4)　自主防災組織の活動拠点の整備

ア　町は、各振興事務所において、自治会等に１か所の割合で自主防災組織の活動の拠点となる施設を定め、その整備に努める。（コミュニティ防災拠点）

イ　機能

（ア）　防災知識の習得・普及の場

（イ）　資機材、生活必需品等の備蓄

（ウ）　コミュニティの災害応急活動の拠点

(5)　自主防災資機材の整備

町は、自主防災組織の活動における補完の観点から国・県の制度事業を活用し、今後さらに防災備蓄倉庫の設置と防災資機材の整備を図る。

(6)　研修の実施

ア　自主防災組織のリーダー研修

町は県、その他の防災関係機関等と連携して、自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識・技能の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実する。

イ　各種団体における防災研修

町は県と連携して、地域に根ざした各種の団体（老人クラブ、女性団体等）に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に努めるよう指導する。

(7)　消防団、交番等との連携強化

町は警察機関と連携して、自主防災組織と地域の防災情報拠点である消防団及び交番・駐在所との連携強化に努め、迅速・的確な自主防災活動を推進するとともに、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、地域住民の自主防災組織と他の自主的な防災組織との連携強化を図る。

２　事業所の自衛消防組織等

事業所は、家庭に比べて使用する火気使用設備・器具にしても、貯蔵又は取り扱う危険物にしても質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

また、不特定多数の者を収容する文化施設、大型店等にあっては、災害時のパニック等による被害も予想される。

このため町は、次の事項について、それぞれの事業所の実情に応じて指導する。

(1)　町及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域と相互に協力、連携できる体制の整備に努める。

(2)　自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防組織等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、被害の軽減、防止に努める。

第５節　ボランティア活動の環境整備

総務部　住民福祉部

災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、町は、ボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備を図る必要がある。

そのため、日本赤十字社岐阜県支部揖斐川分区、揖斐川町社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図り、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制の整備を推進するとともに、ボランティア活動の拠点の確保に努める。

また、「岐阜県地震防災行動計画」に基づき、町におけるボランティア支援に関する業務マニュアルの整備を図る。

１　ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、揖斐川町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）、日本赤十字社岐阜県支部揖斐川分区並びにＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

町は、行政、社会福祉協議会・ＮＰＯ・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

２　ボランティアの組織化推進

町は、関係団体による連絡協議会等の設置を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進する。

３　災害ボランティアの登録

町は、町社協が行う、迅速・円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導・支援する。また、ボランティアの登録状況について、把握しておく。

なお、町社協は、次の要領で災害ボランティアの登録受付を行う。

(1)　対象者

ア　18歳以上で災害ボランティア活動が可能な者

イ　15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者

（ア）　グループの活動であること

（イ）　グループに20歳以上の指導者がいること

（ウ）　原則として県内の活動に限ること

ウ　災害救援活動を希望するグループ又は団体

(2)　登録後の活動要請

次の場合に町社協からボランティア活動を要請する。

ア　災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合

イ　災害が発生し、災害ボランティア活動が必要と認められる場合

４　ボランティア活動の推進

(1)　ボランティアセンターの設置

町社協はボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

なお、町は、ボランティアセンターの設置・運営について指導・支援をするとともに、ボランティアセンターの運営に積極的に参画する。

(2)　ボランティアコーディネーターの設置

町社協は、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようボランティアコーディネーターを設置、育成に努める。

なお、町は、ボランティアコーディネーターの設置・育成について指導・支援する。

５　ボランティア活動拠点の整備

町は、災害救援ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の整備を図る。

６　廃棄物等に係る連絡体制の構築

町は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、町は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

第６節　広域応援体制の整備

総務部

大規模災害時にあっては、町の防災機関だけでは対応できない事態が想定されることから、他地域からの応援が必要である。被災地においては、混乱により応援についての十分な事務処理ができない場合があるので、事前にこれを想定したきめ細かい取り決めをした広域応援体制を多重的に整備する。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、又は支援をすることができるよう、地域防災計画等において支援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。

１　広域応援体制の整備

町は、町域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県と連携して県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、周辺市町村において災害が発生した場合、町が後方支援を担える体制となるよう、必要な準備を整えるとともに、相互応援協定等に基づき、派遣される応援部隊の受入体制及び活動基盤となる施設等の整備を進める。

２　行政区域を越えた広域相互応援

(1)　県外の市町村との相互応援協定の締結

町は、必要に応じ、県外の近隣市町村又は友好市町村との間の相互応援協定を締結する。

(2)　防災関係機関との協力体制

町は、災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防災関係機関と確認しておく。

３　県内相互応援

(1)　広域消防相互応援体制

町は、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し、相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」（**資料２－３**参照）を締結している。

(2)　県広域防災相互応援体制

町は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害時の応急措置に関し、他の市町村の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援をするため、県内全市町村による「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」（**資料２－１**参照）を締結している。

(3)　越美山系大規模土砂災害危機管理検討会

町は、大規模土砂災害時に迅速かつ円滑な災害対応を関係機関と連携しつつ実施するため、「越美山系大規模土砂災害危機管理検討会」に参画している。平常時より大規模土砂災害への災害対応等に関する情報共有や合同防災訓練を実施するとともに、連携体制構築に必要な事項を申し合わせる。

４　その他の応援体制

町は、大規模災害等の発生時において、緊急消防援助隊の要請及び広域航空消防応援要請が円滑、迅速に実施できるよう、その応援内容や要請先等についてあらかじめ確認しておく。

広域航空消防応援の要請ルート

（ヘリを保有する都道府県及び市町村の場合）

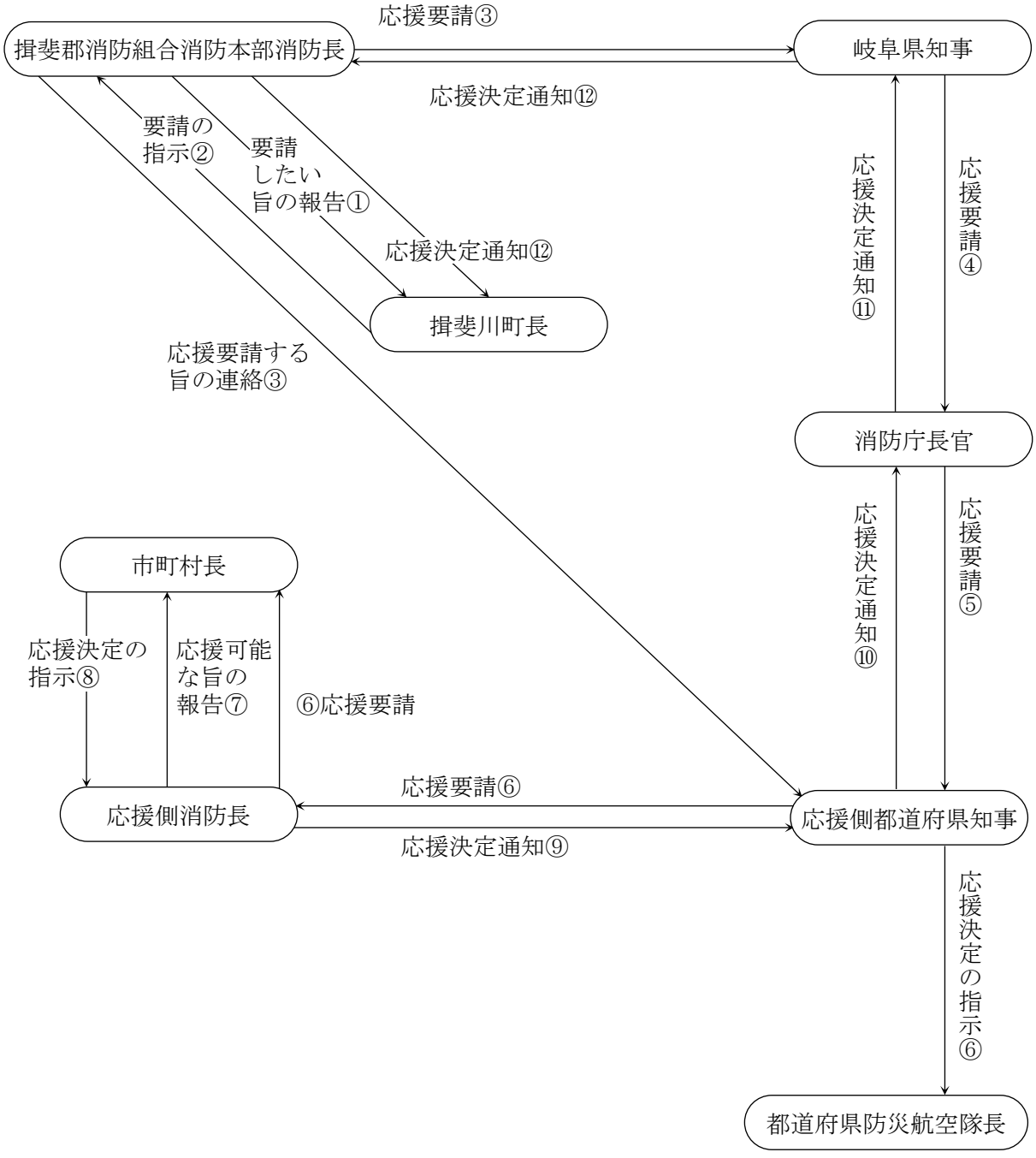

第７節　防災通信設備等の整備

総務部

大規模な災害に備え、町は、情報収集・伝達手段として無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

このため、町は、県及び防災関係機関と連携し、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておく。

１　防災通信網の整備

(1)　揖斐川町防災行政無線

住民に対する災害広報を即時にかつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現地、集落等との通信を確保するための移動無線通信施設の統合を早急に行い、また、町と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線通信施設の整備拡充に努める。（**資料３－１**参照）

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努める。

(2)　防災相互通信用無線等

町は防災関係機関と連携し、災害現地において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、防災相互通信用無線局の整備に努める。

(3)　非常時の通信体制の整備

町は防災関係機関と連携し、災害時等に、加入電話又は自己の所有する無線通信施設等が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努める。

※非常通信（電波法第52条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

(4)　その他通信網

町は、通信の途絶を回避するため、通信手段の確保に努める。

ア　移動体通信（携帯電話・自動車電話）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り整備促進に努める。

イ　アマチュア無線

町内のアマチュア無線局との連携により、非常時における情報伝達協力者名簿の作成等を行う。

ウ　音声告知放送、ＣＡＴＶ、インターネット等

町は、住民等へ被災情報、避難所情報、安否情報、支援情報等を提供するため、音声告知放送、ＣＡＴＶ、インターネット等（情報システム）の整備に努める。

エ　タクシー無線

東海自動車無線協会等の協力を得て、タクシー無線による情報の収集を図る。

オ　その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

町は、非常電源及び要員の緊急体制等を多重的に整備する。

２　通信経路

(1)　通常時の通信経路

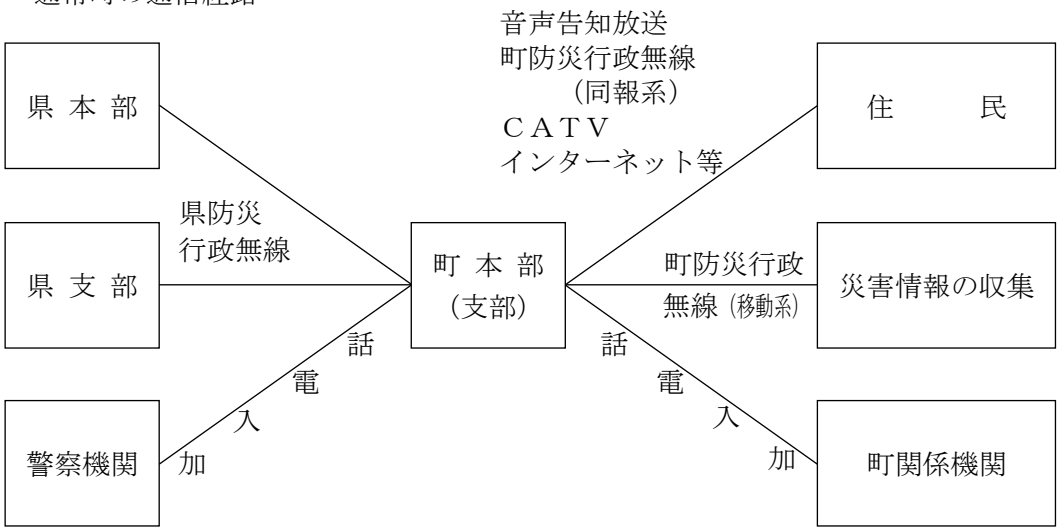

(2)　自己の無線設備及び加入電話が使用できない場合の通信経路（非常無線通信）

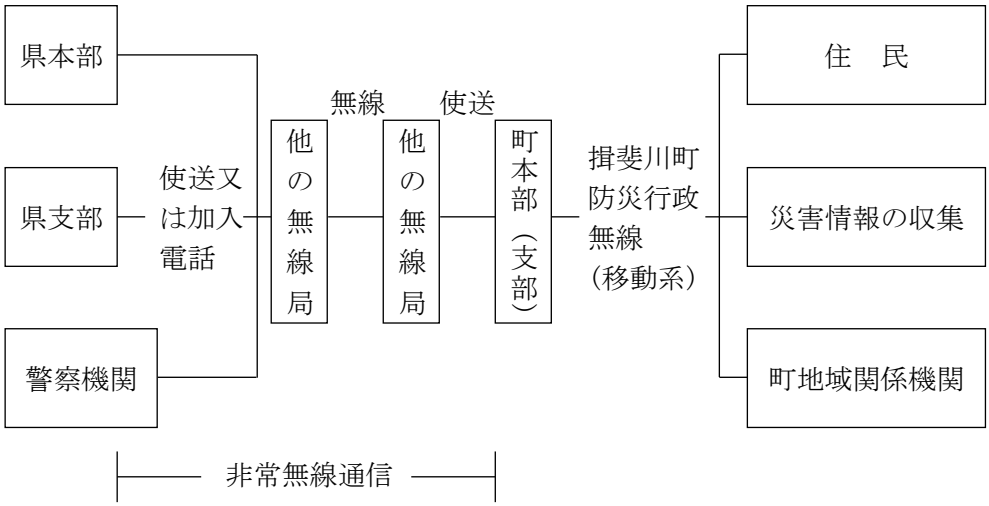

３　情報の収集・伝達体制の整備

(1)　災害現場からの情報収集体制

町は、災害現場に赴き情報収集に当たる職員をあらかじめ指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、小型無人機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努める。

(2)　情報収集・連絡システム

町は、画像監視カメラ、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努める。

町は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

第８節　火災予防対策

総務部

近年は、住宅の過密化、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、火災の延焼防止上の危険要因が増大している。

このため、町は、さらなる消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底に努める。

１　消防力の充実整備

消防組織の確立と消防施設の整備並びに効率的な運用は、次による。

(1)　消防組織の整備

火災等の大規模化、複雑化に伴い高度な消防の知識と技術が要求され、加えて市街地の広域化によって地域の消防需要が増大する実情に鑑み、各種災害に対処し得る体制の確立を推進するため、消防団員の確保に努める。

また、災害予防のための査察及び火災調査の徹底を期するため、予防査察体制の強化充実を図る。

(2)　消防施設等の整備

ア　消防ポンプ等機械の整備

消防用車両等については、国の示す消防力の整備指針を考慮し、それぞれ消防施設整備計画によって年次整備し、装備の高度化、近代化等機械力の充実強化に努める。

イ　ホース等消防用器具の整備

消防ポンプ等機械力の強化と並行してホース等の増加を図るとともに、本町に対応する近代器具を逐年整備し、火災による被害防止と人命の救助に努める。

ウ　消防水利の整備

消防水利の整備については、国の示す消防水利の基準に基づき計画的に逐年整備し、消火栓と防火水槽との適切な組合せによる水利の多元化に努める。

(3)　消防力の効率化

「岐阜県広域消防相互応援協定」を円滑かつ的確に運用するために、「岐阜県広域消防応

援基本計画」に基づき、応援隊の派遣、受け入れ等具体的計画を整備し、広域消防応援体制の強化を図る。

２　消防施設等の保全

消防施設等の保全計画は、次による。

(1)　消防機械器具の点検、整備

災害時において、消防用機械器具が最高能力を発揮するよう平常時から常に点検、整備を行い保全に努める。

(2)　消防水利施設の点検、整備

災害時において、消火用水の使用が確保できるよう平常時において水利施設の状況変化の把握に努め、定期的に調査を実施して給水能力の低下等による不備な施設に対し、更新又は補修し、施設の保全を図る。

(3)　消防通信施設の点検、整備

災害時において、消防通信が十分確保できるよう通信施設点検整備を常に行い、機能の保全を図る。

３　消防団員等に対する教養訓練

火災等の災害予防及び消防活動の万全を期するため、消防団員に対して、専門的な知識、技術の教養訓練に努め、人的消防力の質的向上を図る。

４　住民等に対する火災予防の徹底

災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、防火知識の普及と初期消火等一般的な消火技術の習得について、周知徹底を図る。

また、今後いっそう高齢化が進むにつれ、火災による死者が増加すると予想されるため、特に高齢者に係る住宅防火診断等を実施し、防災対策を総合的に推進する。

第９節　水害予防対策

総務部　産業建設部

台風、集中豪雨、融雪等により、河川、ため池等の施設が決壊、又は破損した場合は、大災害となるおそれがあるので、町は関係機関と協力して、消防団員の確保と水防資機材の備蓄に努めるほか、河川及びため池の整備促進に努める。

また、治水対策の緊急性に照らして、河川流域の都市化の著しい進展あるいは集中豪雨による洪水等に対処するため、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を促進する。

１　河川・砂防施設

(1)　現　況

本町内には、揖斐川、坂内川、日坂川、根尾川、粕川などが流れ、その両側には山並みがせまり、急傾斜が少なくないため、風水害等の災害対策は重要であり、今後とも危険箇所の点検・改修整備や砂防、河川改修等の事業を計画的に推進する必要がある。

なお、本町における水害を含めた災害危険箇所については**資料８－１～８－11**参照のこと。

(2)　対　策

ア　水防用資機材の整備

町防災倉庫に必要な資機材の備蓄に努める。

イ　パトロール等の実施

河川、堤防等の河川施設については、堤防の決壊防止を図るため町職員及び消防団員によるパトロール等を実施し、安全管理に努める。

ウ　集中降雨対策

短時間に多量の降雨に対処するため側溝、雨水路の清掃、整備対策を講ずる。

エ　宅地開発の雨水対策

宅地開発指導要綱等により雨水対策を講ずる。

オ　水害リスクの開示

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努める。

また、町は、県管理河川において、水害の危険性が高い地区の情報（水害危険情報図等）や避難判断の参考となる水位の情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを策定する。

なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮する。

カ　防災知識の普及

（ア）　防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライ

フライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

（イ）　町は、地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

（ウ）　町は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害･土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

（エ）　町は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組みを推進する。

（オ）　町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

（カ）　町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう次の施策を講ずる。

a　浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

b　中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関と連携しつつ作成・検討を行う。

c　ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努める。

２　ため池施設

(1)　現況及び課題

町地域には農業用水としてため池があるが、既存のため池については、老朽化の傾向にある。これらのため池が決壊した場合は、大きな被害をもたらすおそれもあり、今後の利用等

を勘案しながら、その整備を図る必要がある。

(2)　対　策

ア　老朽化したため池の補強改修

老朽化したため池は、補強改修に努める。(「老朽ため池状況」**資料８－８**参照)

イ　安全点検による決壊等防止

ため池施設の管理者は、随時同施設の安全点検を行うとともに、気象情報等に留意し、特に災害の発生のおそれがある場合は、直ちに施設の点検を実施し、決壊等防止に努める。

３　指定緊急避難場所の指定

町は、指定緊急避難場所について、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。

第10節　雪害予防対策

総務部　住民福祉部　産業建設部

本町は、豪雪地帯にあり、過去に幾多の豪雪を経験しているが、その中でも56豪雪では甚大な被害を受けた。したがって、これらの教訓を生かした雪害予防計画対策については、「豪雪対策計画」として特に念入りに定め、冬期間における人心不安の解消に努めるものとする。なお、以下で定める事項の中で連絡方法や宿日直者については、他の災害にも準用するものとする。

1　雪害対策本部の設置

(1)　大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認めたとき。

(2)　災害が発生し、その規模及び範囲からして、その対策を要するとき。

(3)　その他町長が特に必要と認めたとき。

(4)　町では雪害対策本部設置と同時に、第１編第５節の規定の揖斐川町災害対策本部組織及び事務分掌により、その体制に入るものとする。

(5)　豪雪のため交通機関が麻痺したことなどにより本部に出動できない場合、又は各地域ごとに対策を実施したほうが効果的と思われる場合や緊急対策が必要な場合などには、臨機応変の措置を講ずるものとする。

2　警報発令及びその他諸連絡

(1)　住民並びに職員への連絡は、情報連絡施設による一斉放送等で行うものとするが、この施設が故障した場合、又は、直接区長や職員に連絡や要請をしたほうが適正と判断した場合は、速やかに周知徹底を図るものとする。

(2)　その他各種連絡事項等についても同様とする。

3　除雪対策と災害予防

(1)　除雪方法及び住民の協力

ア　除雪についての要望並びに用件は直接個人からの申し出には応じないので区長を通じて産業建設部（建設課）へ申し出るものとし、除雪作業員（運転手）には直接申し出ないこと。

イ　人家密集地域及び道路近接住宅の屋根の雪おろしについては産業建設部と協議し円滑な除雪作業に協力する。特に屋根より道路上におろした雪は、努めて消雪除去に努める。

ウ　除雪車による作業に協力し、その作業の妨げとなるような行為はしない。

エ　道路上の木材、石（直径５㎝程度以上のもの）その他障害物は除雪前に各区において除去しておく。

オ　路上駐車している区間は、除雪できないため、各自駐車者が責任をもって除雪する。

カ　融雪後、除雪作業により破損又は田、畑に投入した土石等の除去は各自において復旧及び除去に協力する。ただし、破損及び土石等が甚だしく多額の費用を要するものについては区長を通じて産業建設部（建設課）へ申し出、調査の結果必要と認めたものについてのみ町で復旧する。

(2)　道路の除雪計画

ア　県道

県の定める除雪計画による。

イ　町が管理する道路

(ア)　除雪出動基準

a　新雪除雪

新降雪深が10㎝を超えたときは１次除雪

新降雪深が30㎝を超えたときは２次除雪

b　路面整正

(a)　路面に残雪があり放置すると交通困難な状態となるおそれがあるとき

(b)　連続降雪による圧雪の成長防止や路面の平坦性を確保する必要があるとき

(c)　気温の変化や通行車による撹乱等のため、極端な不陸が生じ、交通障害の原因となるおそれがあるとき

c　拡幅除雪

連続した除雪作業により路側の雪が大きくせり出し、必要幅の確保が困難となり、交通に支障となるおそれがあるとき

d　運搬排雪

除雪や拡幅除雪が特に難しい箇所で必要幅員の確保が困難となり、交通の支障となるおそれのあるとき、又は除雪の雪を落とすことができない箇所

(イ)　凍結防止剤散布

気温が低下し、路面凍結のおそれがあるとき、又は既に凍結が発生しているとき。

(ウ)　除雪する道路

町除雪計画のとおりである。なおそれ以外の道路については、その都度協議して除雪する。

(3)　施設等の破損防止

ア　道路付近の消火栓及び諸施設等があり、破損のおそれ、並びに危険箇所には、スノーポールを設置する。

イ　路上４ｍ以下の立木枝及び架線等は除雪車の通行の支障になるので、所有者の了解を得て除去又は撤去しておく。

ウ　長時間（特に夜間）の路上駐車は絶対しない。また、路上駐車の自動車に除雪作業により被害を与えても損害補償はしない。

エ　降雪時は早期（暗いうちに）除雪を行うので、道路近接場所に駐車する場合及び万一路上駐車する場合は、駐車している事が判明する標識を立てる。

(4)　公共施設等の除雪対策と管理

ア　町より管理移管されている公共施設及び各区の集会施設等の除雪については各地区において責任をもち災害のないよう万全の処置を講じる。

イ　その他の公共施設については、町で業者委託等により実施する。

(5)　消火栓、防火水槽等の安全管理

消火栓、防火水槽等は、各消防団と密に連絡をとり、常に非常時の場合に活用できるよう各区において万全の管理体制をとる。

(6)　福祉家庭等の雪おろし

要配慮者世帯等の屋根の雪おろし等については、各地区民生委員、親戚等と連絡を密にし、住民等の協力を得て災害防止を図る。

4　災害状況報告及び諸情報

(1)　災害状況報告及びその他の各種諸情報は、緊急の場合を除き、住民個々でなくできる限り区長を通じて本部（町役場）へ連絡する。

（例：停電、列車運行、バス運行等の問合せ）

(2)　災害状況報告については、下記のことについて報告する。

ア　発生月日と時間

イ　災害の規模（面積、数量その他参考となること）

ウ　被害額（概算でよい）

5　生活物資の確保と調査

(1)　軽油、灯油、プロパンガス、食料、日用品等については、各企業、商店の協力を得て定期的に調査し、その確保に万全の体制をとる。

(2)　緊急物資が必要の場合は、県支部（揖斐県事務所）と連絡調整の上、その確保を図る。

6　救急患者、妊婦等の把握

本部（町役場）では、緊急の場合を除き各地区の重病者、妊婦等について常に状況を把握し、輸送方法を考慮するものとするが各住民も常に気象、降雪状況等を確認し、非常事態の解消を図る。

7　プロパンガス等の事故防止

(1)　ボンベ、配管等の設備はできる限り雪囲いを行い、屋根の雪はボンベ付近に落とさないこと。

(2)　ボンベなどが埋没している場合は、付近の雪を排除しておくとともに、除雪作業は慎重に行うこと。

(3)　ガス漏れ等の事故を発見した場合は、直ちに消防機関及びＬＰガス販売業者に連絡し適切な処置をとること。

8　防災知識の普及

(1)　雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がける。

(2)　公安委員会や運送事業者等は、地域の実情に応じ、各種研修等を通じて、大雪等も含め冬期に運転する際の必要な準備について、車両の運転者への周知に努める。

(3)　町は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努める。

(4)　集中的な大雪が予測される場合は、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組む。

第11節　渇水等予防対策

産業建設部

飲料水の枯渇又は災害により断水等のおそれのある水道施設（以下「施設」という。）等に対する予防対策は、本計画の定めるところによるが、各施設の設置者等は、飲料水の確保を図るため、生活用水の需給計画を策定するとともに施設の改修整備に努める。

なお、災害等による飲料水の供給は、本編第２章第19節「給水活動」の定めるところによる。

１　現状の把握と施設対策

飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等と飲料水の給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、利用者の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努める。

２　渇水期の広報と給水

水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水は、次による。

(1)　広　報

広報活動は、次のいずれかにより実施する。

ア　音声告知放送、ＣＡＴＶ、インターネット等の活用

イ　テレビ、ラジオ、新聞等の利用

ウ　広報紙、掲示板等の活用

エ　自治会、大口利用者等に節水協力の要請

(2)　給　水

応急給水は、次のいずれかにより実施する。

ア　給水車

イ　各戸給水容器

ウ　共同給水栓の設置（暫定）

エ　他の水源からの導水等

３　給水資器材の確保等

緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資器材として、給水タンク（とう載用）、ポリ容器、資材等の確保又は備蓄に努める。

４　飲料水の緊急給水等

緊急時における飲料水の確保は、「岐阜県水道災害相互応援協定」（**資料２－５**参照）その他の規定に基づく緊急給水ができるように、その対策を定めておく。ただし、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合は、各関係機関と緊密な連絡をとり実施する。

５　自衛隊の災害派遣による給水

渇水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づく他市町村等の応援によっても、なお飲料水の確保ができないときは、本編第２章第４節「自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣による給水を知事に要請する。

第12節　観光施設等予防対策

産業建設部

町内には、宿泊休養施設（ホテル、旅館等）や運動施設（キャンプ場、スキー場等）等（以下「観光施設」という。）が存在しており、その利用者の安全を図るため、災害発生時に備えた体制の整備に努める。

1　観光施設に対する指導

町は、利用者の安全を図るため、観光施設の経営者・管理者に対して、次の対策を講じるよう指導する。

(1)　防災体制の整備

ア　観光施設の管理者は、法令に基づき消防計画及び防災計画を策定し、訓練等を実施して、観光客等の安全確保に努める。

イ　施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備える。

(2)　気象予警報等の把握と避難体制

テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象状況の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、町と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定める。また、「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に資する。

2　観光客・旅行者等の安全確保

観光施設の経営者又は管理者は、地理的に不案内な観光客、旅行者等が災害に遭遇した場合を想定して、次の点に留意して安全確保対策を推進するものとする。

(1)　標識の設置

避難所・避難経路等の標識を容易に判断できるよう整備する。

(2)　避難誘導

旅館、ホテル等の宿泊施設における情報提供体制、避難誘導体制の確立を図る。

(3)　防災備蓄

各施設において、食料・水・医薬品等の防災備蓄整備を行う。

3　観光施設との連絡体制等の整備

(1)　町は、町内の観光協会等を通じて、観光施設との連絡体制を整備するとともに、災害時に町長が発令する避難勧告等が適切に伝達されるよう、あらかじめその調整を図る。

(2)　町が気象予警報等の情報を覚知した場合は、町内の観光協会等を通じて、観光施設に伝達できるよう、情報伝達体制の整備に努める。

第13節　孤立地域防止対策

総務部　住民福祉部　産業建設部

町域の大部分は山地で占められており、その中を河川が深い谷を刻みながら流れ、それらに沿って小集落が点在している。こうした地勢は、孤立地域の発生を余儀なくさせることから、通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

１　通信手段の確保

災害の発生により孤立地域が発生した場合、町防災行政無線は重要な情報伝達手段となるため、平常時から施設の点検・整備を行うとともに、その効果的な運用を図る。

また、町内のアマチュア無線クラブ等と必要に応じて協議を行い、災害時の情報通信分野において協力が得られるようにしておく。

具体的な対策については、本章第７節「防災通信設備等の整備」の定めるところによる。

２　災害に強い道路網の整備

町は、道路整備等による孤立地域対策及び緊急輸送道路や孤立のおそれのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進する。

３　孤立予想地域の実態把握

町は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化する。

４　避難所の確保

町内の孤立予想地域における避難所施設の実態把握に努めるとともに、災害による被害を受けないよう、立地条件の検討や老朽施設の耐震改修・更新等を図る。

また、被害の状況によっては、一部、集落単位で孤立するおそれがあるため、それらの地区において、最低１箇所以上の避難所となりうる施設を確保し、未設置地区を解消する。

５　備　蓄

町は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努める。また、自助・共助の考えの下、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

具体的な対策については、本章第15節「必需物資の確保対策」の定めるところによる。

６　その他

町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施する。

第14節　避難対策

総務部　住民福祉部　産業建設部

災害が発生し、又は発生するおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも量的にも整備された避難所を確保しておく必要がある。

また、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

1　避難計画の策定

(1)　町は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行う。

(2)　防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をするとともに、住民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(3)　町は、住民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努める。「災害・避難カード」は紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努める。

(4)　浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にあり、本計画にその名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施する。

2　行政区域を越えた広域避難の調整

(1)　町は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(2)　町は、県と連携し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(3)　町は、県と連携し、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努める。

3　避難場所・避難所（資料７－１参照）

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、県総合防災ポータル等を活用することに加え、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努める。

また、指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等に当たっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておく。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日ごろから住民等へ周知徹底するよう努める。

(1)　指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、又は構造上安全な施設等であって、災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定する。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

なお、指定緊急避難場所は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、近隣市町村に設ける。

(2)　指定避難所の指定

ア　指定避難所については、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進める。

イ　学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会や地域住民等と調整を図る。

ウ　町が管理する施設以外の施設にあっては、その利用についての協定等をあらかじめ締結しておくこと。

(3)　福祉避難所の指定

ア　指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

イ　町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

ウ　町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

エ　町は、前ウの公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

(4)　避難所の施設設備の整備

指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化、非常用燃料の確保、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、排水経路を含めた災害に強いトイレ等の整備や活用のほか、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

(5)　避難所における生活物資の確保

指定した避難所又はその近くで避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(6)　避難所の運営体制（避難所運営マニュアル）の策定

町、施設管理者、自主防災組織等の協議により、次の事項について定めた避難所運営マニュアルを作成し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図る。なお、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努める。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

ア　避難所開放・管理責任者

イ　避難者の自治組織（代表者、意思決定手続等）に係る事項

ウ　避難所生活の基本ルール

（ア）　居住区画の設定・配分

（イ）　共同生活上のルール（トイレ・ゴミ処理等）

（ウ）　プライバシーの保護等

エ　避難状況の確認方法

オ　避難者に対する情報伝達、避難者からの要望等の集約

カ　その他避難所生活に必要な事項

キ　平常体制復帰のための対策

(7)　避難所開設状況の伝達

避難所が開設されていることを住民に伝達する手法について、あらかじめ定めておく。

4　避難路及び避難先の指定

町は、避難路及び避難先をあらかじめ指定し、日ごろから住民へ周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

5　高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

(1)　町は、「高齢者等避難」「避難指示」（以下「避難指示等」という。）等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、国の「避難情報に関するガイドライン」に沿ったマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。

(2)　町は、マニュアル等に基づき、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する。

(3)　町は、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくとともに、町長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないよう、代理規定等を整備する。

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。

(4)　躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞

り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努める。

(5)　県は、実効性のある避難のあり方を検討し、町に対し、避難情報の基準の策定を支援するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行う。

6　避難情報の助言に係る連絡体制

町は、避難情報の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

7　浸水想定区域における避難確保のための措置

(1)　町は、洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知する。

(2)　町は、町域の浸水想定区域について、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

(3)　町は、浸水想定区域内において、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものについて、これらの施設の名称及び所在地について定める。

(4)　町は、(3)に該当する施設について、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(5)　町は、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

8　土砂災害等に対する住民の警戒避難体制

(1)　町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。

(2)　面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直す。

(3)　土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

9　避難に関する広報

(1)　町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所、避難所、災害危険地域等を明示した防災マップや（土砂災害）ハザードマップ、広報紙、ＰＲ紙等を

活用して、広報活動を実施する。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努める。

(2)　指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

(3)　町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努め、町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(4)　避難情報が発令された場合の避難行動としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、町は、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

(5)　住民への周知に当たっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル３高齢者等避難や警戒レベル４避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておく。

10　帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、町は、県と連携し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進する。

また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促したりするなど、帰宅困難者対策を行う。

11　避難所等におけるホームレスの受け入れ

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

12　避難情報の把握

町は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努める。

13　広域避難

町は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努める。

町は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議する。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求める。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

14　感染症の自宅療養者等の避難

県及び岐阜市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあっては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、自宅療養者等に対し、居住地が危険エリアに該当するかを事前にハザードマップ等により確認するよう周知するとともに、避難予定先の把握に努める。また、町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

第15節　必需物資の確保対策

総務部　住民福祉部　産業建設部

大規模な災害が発生した直後の住民の生活を確保するため、食料、生活必需品、飲料水及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進するとともに、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

１　食料及び生活必需品の物資

(1)　町は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料及び生活必需品を確保・供給するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

ア　「岐阜県総合備蓄計画」に基づき、現物備蓄、流通備蓄を適切に組み合わせた緊急食料及び生活必需品の調達・備蓄計画の策定（被災者、特に要配慮者等のニーズに十分配慮する。）

イ　町内における緊急物資流通在庫調査

ウ　緊急物資調達に関する機関、業者との調達協定の締結

エ　公共備蓄すべき物資の備蓄（**資料５－１**参照）

オ　緊急物資の集積場所の選定

カ　災害時における食料・物資の調達・配布に関する業務マニュアルの整備

キ　物資集積拠点から避難所への物資供給体制の整備

ク　住民、事業所等に対する緊急物資確保の啓発、指導

ケ　炊き出し要請先リスト作成（学校給食施設、炊飯業者、外食事業者等の給食施設、自衛隊施設等）及び必要に応じ炊き出しに関する協定締結

(2)　大規模災害の発生時の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等、災害発生後直ちに必要な物資の確保は町があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。町は、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

(3)　住民は、次のとおり災害が発生した場合の緊急物資の確保に努める。

ア　３日間（推奨１週間）程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄（乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮）

イ　アのうち、非常持出品の準備（水、食料、防災用品（懐中電灯、携帯ラジオ、救急用品等））

(4)　病院、社会福祉施設及び事業所等は、利用者、入居者等の特性に応じた物資の備蓄に心掛ける。

2　飲料水の確保

(1)　町は、災害が発生した場合の飲料水を確保するため、あらかじめ次の措置を講ずる。

ア　「岐阜県水道災害相互応援協定」（**資料２－５**参照）に基づく他の水道事業者からの応援給水を含む応急給水計画の作成

イ　応急給水用資機材等の整備（給水タンク、ろ過装置、給水車、非常用ポリ袋）

ウ　湧き水、井戸水等の把握

エ　水道工事事業者との協力体制の確立

オ　復旧資材の備蓄

カ　住民、事業所等に対する貯水、応援給水についての指導

(2)　住民は、災害が発生した場合に備えて、次のとおり応急飲料水の確保に努める。

ア　家庭における貯水

（ア）　１人１日３Ｌを基準とし、世帯人数の３日分（推奨１週間）を目標に貯水する。

（イ）　貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

（ウ）　貯水容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ及び破損しないものとする。

イ　自主防災組織を中心とする飲料水の確保

（ア）　給水班の編成

（イ）　地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の水質調査等による飲料水の確保

ウ　応急給水用資機材の確保

ろ水器、ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、ポリ袋、燃料等

3　防災資機材の整備

(1)　情報連絡用資機材

町は、災害時等における住民への情報連絡のため、車載型拡声装置、ハンドマイク等の整備に努める。

(2)　避難、救出、応急救護用資機材

町は、避難障害物除去、被災者の救出、傷病者の応急救護のため、チェンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、救命ロープ、救急医療セット、担架、テント等の整備に努める。

(3)　発電機及び投光器

防災関係機関は、災害現地等における応急活動を円滑に推進するため、可搬型発電機及び投光器の整備に努める。

(4)　その他の災害応急対策用資機材

防災関係機関は、その実情に応じて必要とするその他の災害応急対策用資機材の整備増強

に努める。

4　地域における防災資機材の整備

町防災倉庫のほか、防災資機材の適正管理を図るため、各小学校・保育園等に防災資機材を分散配置できるよう努める。

5　緊急輸送体制の整備

町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

6　物資支援の事前準備

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第16節　要配慮者・避難行動要支援者対策

住民福祉部

近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者は益々増加することが予想される。町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、県、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

1　要配慮者支援対策の充実

町は県と連携し、以下の点を踏まえた要配慮者支援計画を策定し、支援体制の整備を図る。

(1)　「要配慮者支援班」（行政の推進組織）の設置

(2)　「要配慮者支援協議会」（住民等を交えた推進組織）の設置

(3)　町の避難情報等の情報伝達方法の充実（ルールの設定）

(4)　名簿の登録、情報伝達体制、避難誘導体制等の整備

(5)　要配慮者支援体制の確認等を行うための災害図上訓練（ＤＩＧ）の実施

(6)　土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等の避難計画の策定支援

(7)　要配慮者の家族やサービス事業者等の避難支援関係者を対象とした、避難情報等の情報伝達体制の整備

2　地域ぐるみの支援体制づくり

(1)　町計画

町は、要配慮者支援計画により、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(2)　避難行動要支援者名簿の作成

町は、町計画に基づき、防災担当課や福祉担当課など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(3)　避難行動要支援者名簿の提供

町は、町計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

(4)　個別避難計画の作成

町は、町計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生・児童委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成する。

(5)　個別避難計画の更新

町は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新する。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(6)　個別避難計画の提供

町は、町計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該町の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(7)　個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(8)　地区防災計画との整合と一体的な運用

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(9)　避難行動要支援者の移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

3　避難行動要支援者名簿の整備

(1)　避難支援等関係者となる者

次の者を避難支援等関係者とする。

ア　消防機関（揖斐郡消防組合消防本部、揖斐川町消防団）

イ　揖斐警察署
ウ　揖斐川町社会福祉協議会
エ　自主防災組織
オ　民生委員・児童委員
カ　その他、支援者となり得る団体等で町長が特に認めた者

(2)　避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

ア　要介護認定３～５を受けている者
イ　身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く。）
ウ　療育手帳Ａを所持する知的障がい者
エ　精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者
オ　町の生活支援を受けている難病患者
カ　上記以外で自治会等が支援を必要と認めた者

(3)　名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法は次のとおりとする。

ア　名簿に記載する個人情報
（ア）　氏名（ふりがな）
（イ）　生年月日
（ウ）　性別
（エ）　住所又は居所
（オ）　電話番号その他の連絡先（電話番号：固定電話、携帯電話）
（カ）　避難支援等を必要とする理由
（キ）　その他避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める事項

イ　個人情報の入手方法
（ア）　町は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者の情報を集約する。

なお、情報の集約に際しては、要介護状態別区分や障がい種別、支援区分別に把握する。

（イ）　難病患者に係る情報等、町で把握していない情報の取得が名簿作成に必要がある場合は、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

(4)　名簿の更新に関する事項

町は、避難行動要支援者の異動などの情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿の情報を最新の状態に保つ。

(5)　名簿提供に際し情報漏えいを防止するための措置

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しての情報漏えいを防止するため、避難支援等関

係者に次の措置を講ずる。

ア　避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ　町内の一地区の自主防災組織に対して町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共用、利用されないように努める。

ウ　災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ　施錠可能な場所に避難行動支援者名簿を保管するよう指導する。

オ　受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ　避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体の内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

キ　名簿の取扱状況を定期的に報告させる。

ク　避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(6)　円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町が避難行動要支援者の円滑な避難のための立退きが行えるよう、次のとおりの配慮を行う。

ア　高齢者等避難等の伝達

避難行動要支援者が避難を開始する目安となる高齢者等避難は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。

避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、

（ア）　高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること

（イ）　同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること

（ウ）　高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流すこと

など、その情報伝達について、特に配慮する。

イ　多様な手段の活用による情報伝達の実施

町は、緊急かつ着実な情報伝達が行えるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、音声告知放送や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせて情報伝達を実施する。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、町は、多様な情報伝達の手段の確保に努める。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

(7)　避難支援等関係者への安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮することとし、次のとおりの配慮を行う。

ア　地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

イ　避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

ウ　避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知する。

エ　一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらい、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうよう努める。

4　防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

(1)　町は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施を支援するとともに、計画の作成状況や訓練の実施状況等を定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(2)　町は、施設等管理者、介護保険事業者、障害福祉事業者、医療機関及び民生・児童委員に対し、避難支援に関する説明会を実施し、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導する。

(3)　施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行う。

(4)　本計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施する。

5　施設、設備等の整備

(1)　町は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップシステム及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した福祉避難所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導

システムの確立を図る。

(2)　町は、県と連携して、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図る。

(3)　町は、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等の受入れが可能となるように体制整備を図る。また、災害時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努める。

(4)　施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。また、長期停電に備え、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自家発電設備を整備するよう努める。

6　浸水想定区域内の要配慮者が利用する社会福祉施設等の保安対策

町は、浸水想定区域内の社会福祉施設等の現況について把握し、社会福祉施設等の所有者等が、洪水時に適切な対応ができるよう、社会福祉施設等の所有者等に対し、電話、ＦＡＸ、メール等により洪水予報等を的確かつ迅速に伝達するとともに、避難計画の作成や訓練の実施について支援する。

7　土砂災害の危険箇所に所在する要配慮者が利用する社会福祉施設等の保安対策

町は、土砂災害の危険箇所に所在する社会福祉施設等の現況について把握し、社会福祉施設等の所有者等が、土砂災害時に適切な対応ができるよう、社会福祉施設等の所有者等に対し、電話、ＦＡＸ、メール等により土砂災害警戒情報等の的確かつ迅速な伝達に努める。また、土砂災害の危険箇所に所在する社会福祉施設等の所有者等に対して、説明会等を開催し、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図る。

8　人材の確保及びボランティアの活用

(1)　町は、要配慮者の支援に当たり、避難所等での介護者の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

(2)　町は、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努める。

(3)　施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時の人材確保に努める。

9　外国人等に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

(1)　避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進

(2)　外国人等への支援システムや救助体制を地域全体で整備

(3)　多言語による防災知識の普及活動を推進

(4)　外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及

(5)　多言語による災害時の行動マニュアルの作成

(6)　インターネット、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第17節　応急住宅対策

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

１　供給体制の整備

(1)　町は、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

(2)　町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

２　民間賃貸住宅の借上げ体制の確立

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等についてあらかじめ定めておく。

第18節　医療救護体制の整備

住民福祉部

大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供するため、災害医療救護（助産を含む。以下同じ。）体制を確立する。

1　緊急医療体制の整備

町は、地域の医療機関等の協力の下に、医療救護体制を確立するため、医療救護活動のための計画及びマニュアルを作成するとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておく。

(1)　町は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、町独自で編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。

(2)　医療救護班編成に当たっては、揖斐郡医師会、病院等医療機関の全面的な協力を得て編成する。

(3)　災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っておく。

(4)　避難所等における救護所の設置について、あらかじめ当該施設の管理者と協議しておく。

(5)　町は、傷病者の処置、収容等を行う施設として、救護所及び救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、住民への周知を図っておく。また、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

2　後方搬送体制の整備

(1)　負傷者の後方搬送について、町は医療関係機関と連携し、それぞれの役割分担を明確に定めておく。

(2)　医療救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度の選別を行うトリアージ・タッグ（※）を活用した救護活動について、日ごろから訓練し、習熟に努める。

（※）トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいい、トリアージ・タッグとは、トリアージの際に用いるタッグ（識別票）をいう。

(3)　人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病状が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに搬送し、救護する必要がある。

このため町は、医療関係機関、自主防災組織、ボランティア等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確立するよう努める。

(4)　大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動が困難となることが予想される。

そのため、町は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

(5)　町は、広域後方医療施設への重症者の搬送に当たり、地域の実情に応じて、広域医療搬送拠点として使用することが適当な施設を抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

(6)　傷病者の搬送優先順位

①　腎不全を起こすクラッシュ症候群の人

②　火災で体の広い部分にやけどを負う広範囲熱傷の人

③　骨盤など体のあちこちの骨が折れる多発外傷の人

④　上記の者の次に、透析が必要な人

3　医薬品等の確保体制の確立

災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から町内の薬局及び医療機関等の協力を得て、医薬品、医療資機材等を備蓄しておく。

第19節　防疫対策

住民福祉部

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を整備する。

1　防疫体制の整備

町は、県と連携して、災害時における防疫体制の整備を図る。

災害時における防疫体制

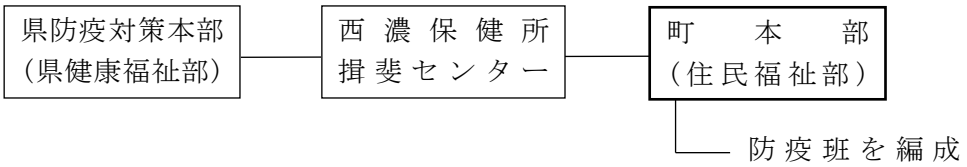

2　防疫用薬剤等の備蓄

町は、県と連携して、防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の整備を図る。

3　感染症患者に対する医療提供体制の確立

町は、県と連携して、感染症患者又は保菌者の発生に備え、感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努めるとともに、患者搬送体制の整備を図る。

第20節　土砂災害予防対策

総務部　産業建設部

荒廃した山地、渓流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、要配慮者利用施設が立地する箇所及び避難所や避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。

1　砂防対策

(1)　砂防事業の推進

県は、山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び渓床や渓岸の安定を図るため、砂防法に基づき砂防指定地を指定し、一定行為の禁止や制限を行うとともに、砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施することから、町は全面的な支援を行う。

(2)　地すべり対策事業の推進

ア　県は、地すべり崩壊による被害を除却又は軽減するため、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域を指定し、一定行為の制限を行うとともに、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、人家密集区域及び下流地域への影響の大きい地区を重点に、地すべりを助長又は誘発する原因、構造及び規模に応じ、対策工事を実施することから、町は全面的な支援を行う。

イ　県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難情報の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

(3)　急傾斜地崩壊対策事業の推進

県は、急傾斜地（傾斜角30度以上、がけ高５ｍ以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域について、一定行為の制限を行うとともに、必要な箇所については対策工事を実施することから、町は全面的な支援を行う。

(4)　雪崩対策事業

県は、雪崩災害からの人命及び集落の保護を目的とし、必要な箇所について雪崩防止工事を実施することから、町は全面的な支援を行う。

(5)　浚渫対策事業

町は、一級河川等に堆積した土砂等の浚渫を河川管理者へ要望するとともに、普通河川においては、緊急浚渫推進事業を活用し、土砂災害予防対策の推進を図る。

2　土砂流出防止対策

県は、土、岩石等の採取及び宅地造成等の事業場において、異常気象等により土砂の流出、

崩壊等災害の発生のおそれがあるときは、直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止する。

3　土砂災害防止対策

町は、県と連携して、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、次の対策を推進する。

(1)　危険区域等の周知

土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、土砂災害警戒区域等の関係図書を当該市町村の事務所において一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の配布や説明会の開催等、必要な措置を講じる。

(2)　警戒避難体制の整備

本計画において警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図る。

4　要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

(1)　施設情報の把握

町は、施設の名称、場所等を本計画に登載することにより、施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

(2)　防災知識の普及

町は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図る。

(3)　要配慮者利用施設における防災体制の整備

ア　施設等における対策

本章第16節「要配慮者・避難行動要支援者対策」による。

イ　施設との連絡体制の確立

町は、施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど、連絡体制の確立に努める。

5　農地防災対策

町は、県の協力を得て、風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流出による被害を受けるおそれのあるところには農地保全事業を実施する。

6　土地開発対策

町は、農地転用等土地開発事業の施行に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生するおそれがあるときは、土地開発業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するよう努める。

第21節　建築物災害予防対策

産業建設部

災害による建築物に関連した被害の防止又は被害の拡大を防止するため、平常時から建築物の予防対策に取り組む。

1　建築物防災知識の普及

(1)　実施の方法

町は、県及び関係機関の協力を得て、建築物防災知識の教養普及のため、写真・ポスターの掲示、インターネットの活用、講演会・説明会の開催等を行う。

(2)　教養普及事項

ア　既存建物の保全対策

イ　建築基準法等の普及

ウ　政府施策住宅制度の導入

エ　中高層融資制度の活用

2　公共的建築物の防災体制等

公共的建築物は、防災上、避難・救護等における重要な施設であることから、町は、これらの施設の防災対策について万全を期すとともに、防災設備の整備に努める。

3　空き家等の状況の確認

町は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

第22節　防災営農対策

産業建設部

災害による農業被害の軽減と農業経営安定のため、防災営農に関する指導、その他の対策を行う。

1　指導等の実施

(1)　指導事項等

町は、県及び農業団体と連携して、あらゆる機会を利用し、農業災害の予防、応急措置及び災害復旧の実施に当たって必要な知識・技術を周知徹底する。特に、防災業務従事職員に対しては災害の原因や実施する対策の科学的・専門的な事項の教育について、一般農業者に対しては予想される災害に対しての必要な基本的知識・技術の普及について、それぞれ重点的に行う。

(2)　指導等の方法

講習会、研究会、印刷物の発行・配布等による普及、現地指導等によって行う。

第23節　ライフライン施設対策

総務部　産業建設部

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

1　上水道施設

水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1)　上水道の確保

取水、配水施設等の耐震性の強化を図るとともに、貯留水の流失防止のため、配水池に緊急遮断弁等を設置し、応急用飲料水等を確保する。

(2)　送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設にあっては耐震性の高い管を採用するほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管路の耐震性の強化を図る。

(3)　配水系統の相互連絡

２以上の配水系統を有する水道施設及び２以上の水道施設間の幹線で相互連絡管の整備に努める。

(4)　電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む。）の整備に努める。

(5)　復旧工事用資材の備蓄・調達

復旧工事を速やかに施工するため、必要な復旧工事用資材を備蓄し、別に工事用資材について製造業者と優先調達に関する契約を締結する。

(6)　応急給水用器材の備蓄

応急給水活動を実施するため、給水タンク等の整備に努める。

(7)　応援要請

岐阜県の相互応援協定に基づき、県を通じて隣接水道事業者に応援を要請する。

2　下水道施設

下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、災害に対して次の対策を実施する。

(1)　ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については災害による被害を想定し、施設の複数化、施設の確保等で機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とし、復旧対策に重点をおいて整備を図る。

(2)　ポンプ場及び処理場では、災害時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図る。また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう努める。

(3)　被害の程度によって、排水機能に支障を来す場合があるので、緊急用として管渠及び処理場にバイパス等の整備を図る。
(4)　ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、災害による漏えい、その他二次災害が発生しないよう整備を図る。
(5)　施設の維持管理においては、点検などによる危険箇所の発見と改善を行い、施設の機能保持を図る。

3　電気施設

電気事業者は、災害時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

(1)　電力供給施設の安全性の確保
(2)　防災資機材及び緊急資機材の整備
(3)　要員の確保
(4)　被害状況収集体制の整備
(5)　広域的相互応援体制の整備

4　鉄道施設

鉄道事業者は、災害時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の対策を行う。

(1)　鉄道施設の安全性の確保
(2)　防災資機材の整備点検
(3)　要員の確保

5　電話（通信）施設

電気通信事業者は、災害時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行う。

(1)　非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の安全性の確保
(2)　地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保
(3)　応急復旧機材の配備
(4)　通信輻輳対策の推進
(5)　重要通信の確保
(6)　要員の確保

6　電線類

町は、他の道路管理者等と連携し、電線類の地中化を推進する。また、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

7　ライフラインの代替機能の確保

町は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

(1)　飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
(2)　避難所、その他公共施設への自家発電装置の設置
(3)　避難所へのＬＰガス及びその設備の備え付け
(4)　仮設トイレ、バキュームカーの配備(業者との協定)
(5)　各種通信メディアの活用（アマチュア無線、タクシー無線、インターネット）
(6)　新エネルギーシステムの導入

第24節　文教対策

教育委員会

児童生徒等及び職員の生命、身体の安全を確保し、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を風水害等の災害から防護するために必要な計画を策定し、その推進を図る。

1　組織の整備

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連帯等について組織を整備しておく。

2　防災教育の実施

学校等における防災教育は教育課程に位置づけて実施することとし、各教材、特別活動、道徳の時間等を中心に、教育活動の全体を通して行う。特に、避難、災害時の危険及び安全な行動の方法について、児童生徒等の発達段階に即した指導を行う。

(1)　学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な盛り上がりを図るため、防災専門家や災害体験者の講演会開催及び町が行う防災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

(2)　各教科における防災教育

社会科、理科、保健体育科、家庭科等の教科を通して、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通して、身の周りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3)　教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒等に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火方法等災害時特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は災害時を想定し、緊急時に迅速な行動がとれるようにしておく。

3　避難その他の訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意する。

(1)　計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。

(2)　児童生徒等が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考える。この場合、学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期する。

(3)　訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を収めるように努める。

(4)　火災、風水害等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施する。この場合、それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意する。

(5)　訓練は、毎学期１回程度実施する。

(6)　訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに、訓練による事故防止に努める。

(7)　平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。

(8)　計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。

(9)　訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

４　登下校の安全確保

児童生徒等の登下校時の安全を確保するため、通学路を指定し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

(1)　通学路の安全確保

ア　通学路については、警察署、消防署及び地元関係者と連携をとり、校区内の危険箇所を把握しておく。

イ　児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり、確認する。

ウ　低学年児童の登下校時には、原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添う。

(2)　登下校等の安全指導

ア　災害時の児童生徒等の登下校については、通学路の安全を確認したうえで、小グループごとの行動を指示し、安全を確保する。

イ　通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ　登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

５　気象予警報等の把握、伝達

教育委員会及び各施設管理者は、小・中学校教育施設における災害対策実施のための気象状況に留意し、災害に関する注意報、警報等各種の情報の把握に努めるものとする。なお、気象警報等の伝達は、本編第２章第７節「警報・注意報・情報等の受理・伝達」に基づき、町本部に伝達されるので、教育委員会は、各学校長に対し、伝達するものとする。

６　臨時休業

災害の発生が予想される場合の学校の臨時休業については、学校長が決定して行うものとする。

7　文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造及び耐震構造化を促進する。また、校地等の選定、造成に当たっては、防災上必要な措置を講ずる。

8　文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

9　危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあっては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

10　文化財の災害予防

町は、文化財を保存するために、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進する。

(1)　防災思想の普及

指定文化財等の所有者又は管理者は、文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2)　文化財施設の予防対策

ア　指定文化財等の所有者、管理者

指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努める。

イ　町

(ア)　文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。

(イ)　県の協力を得て、所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、その管理・保護対策について指導助言をする。

(ウ)　自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

(エ)　文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

(3)　防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期する。

(4)　避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財防火訓練を実施するよう努める。

(5)　応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、県、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

第25節　行政機関の業務継続体制の整備

総務部

大規模災害が発生した場合、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われるおそれがあり、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

町は、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、又は早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を実施する。

1　行政における業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うとともに、町機能が壊滅した場合、県や他市町村に対し速やかに派遣を要請できる体制の確立を図る。

特に、災害時には災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

2　個人情報等の分散保存

町は、住民基本台帳及び戸籍等の住民個人情報（デジタル）等の保存、媒体保管場所の分散化を図るとともに、住民個人情報等のバックアップシステムの構築を図る。

3　応援要請体制の整備

町機能が壊滅した場合、県職員及び他市町村職員の応援を速やかに要請できるよう、応援要請体制の整備を図る。

第26節　企業防災の促進

総務部

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や地域の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある。このため、企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「ＢＣＰ」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

町は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、ＢＣＰの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

１　企業の取組み

企業は、大規模災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのＢＣＰを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Managemanet（以下「ＢＣＭ」という。））の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町等が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(1)　生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内にとどまったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(2)　二次災害の防止

製造業等において、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取組みを進める。

(3)　地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を

目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供等が一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

２　企業防災の促進のための取組み

町、商工会等は、県と連携して、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。また、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

さらに、町は、県と連携して、企業防災分野の進展に伴って増大することになるＢＣＰ策定支援及びＢＣＭ構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(1)　ＢＣＰの策定促進

ア　普及啓発活動

企業防災の重要性やＢＣＰの必要性について積極的に啓発する。

イ　情報の提供

企業がＢＣＰを策定するためには、想定リスクを考える必要がある。このため、町は、町が作成したハザードマップ等を積極的に公表する。

(2)　相談体制の整備

ア　企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

イ　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

第27節　防災対策に関する調査・研究

総務部　産業建設部

災害による被害を最小限にとどめる対策を実施するため、基礎的調査及び研究を推進する。

1　災害危険地予察

町は、県及び関係機関の協力を得て、毎年管内のがけ崩れ、河川氾濫等災害が予想される箇所の予察を行い、災害発生時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を本計画に反映させる。

2　風水害対策基礎調査

風水害による被害を最小限にとどめる対策を樹立するため、町は、県の協力を得て、次の事項等について基礎的調査及び研究を推進する。

(1)　町及び県における既往の風水害

(2)　降水量と山腹等の崩壊災害

(3)　降水量と土石流、がけ崩れ等の土砂災害

(4)　降水量と河川災害

3　火災対策基礎調査

火災は、人為的災害の代名詞として災害の中核に位置しており、年々増加の傾向をたどっているばかりでなく、科学の進歩に伴う特殊火災の発生等、消防活動のいかんによっては、大災害を引き起こす素因を多くもっている。町及び消防本部は、県及び防災関係機関の協力を得て、消防対策を図るため、調査研究を推進する。

4　防災アセスメント及び防災カルテ等

町は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、国・県等が実施した防災アセスメントの結果を本計画の中に活かすよう努める。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を推進する。